

特定教育・保育施設等の利用定員について

1 確認制度及び利用定員について

- 教育・保育の提供により、施設型給付費及び地域型保育給付費を受けようとする特定教育・保育施設等は、給付費の支給対象となる施設等であることについて、市町村の「確認」を受けることとされている。（子ども・子育て支援法第27条、第29条）
- 市町村の「確認」は、特定教育・保育施設等からの申請に基づき、利用定員を定めて行うこととされている。（子ども・子育て支援法第31条、第43条）
- 利用定員は、認定区分（1号認定、2号認定、3号認定（1・2歳児）、3号認定（0歳児））ごとに定めることとされている。（子ども・子育て支援法施行規則第29条、第39条）
- 利用定員を定めるときは、あらかじめ審議会（鶴岡市児童福祉審議会）の意見を聴かなければならないこととされている。（子ども・子育て支援法第31条、第43条）

2 令和3年度における利用定員の変更等について

区分	No.	施設名	利用定員	変更年月日 (予定)	摘要
認可	1	(幼保連携型認定こども園) 若葉幼稚園	37→45	R3.4.1	幼稚園の廃止 幼保連携型認定こども園の新設
	2	(幼保連携型認定こども園) マリア幼稚園	140→150	R3.4.1	幼稚園の廃止 幼保連携型認定こども園の新設
変更	1	(幼稚園) みどり幼稚園	210→160	R3.4.1	定員の変更
	2	(幼保連携型認定こども園) 城南幼保園 *城南幼稚園・城南保育園から名称変更	140→120	R3.4.1	定員の変更
	3	(幼保連携型認定こども園) 美咲こども園	105→95	R3.4.1	定員の変更
	4	(保育所型認定こども園) 美咲の森こども園 *美咲の森保育園から名称変更	75→92	R3.4.1	認定こども園に移行 定員の変更
	5	湯田川保育園	60→50	R3.4.1	定員の変更
廃止	1	福栄保育園	20→0	R3.3.31	

※ 別紙「特定教育・保育施設等の利用定員一覧」参照